

安城市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 6 5 号

安城市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改
正する規則

安城市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年安城市規則
第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 8 の項、9 の項及び 1 1 の項中「であって、6 月以上の任期が定めら
れているもの又は 6 月以上継続勤務しているもの」を削り、同表に次のように加え
る。

1 3	会計年度任用職員（6 月以上の任期が定められている者又は 6 月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 4 7 日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（別表第 4 の 7 の項及び 8 の項に掲げる場合を除く。）	一の年度において別表第 6 に定める期間
-----	---	----------------------

別表第 4 の 4 の項中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある」に改め、「であって、6 月以上の任期が定められているもの又は 6 月以上継続勤務しているもの」を削り、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（

昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改め、同表の5の項中「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削り、同表の9の項を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。